

公益財団法人 情報通信学会

資金の運用に関する規則

(資金運用規則)

(目的)

**第1条** この規則は、公益財団法人情報通信学会（以下「学会」という。）の資金の執行方針、運用手続等について定め、資金の適正かつ効率的な運用を図り、もって学会の目的である事業の安定的かつ継続的な進展に寄与することを目的とする。

(運用される財産の範囲)

**第2条** 寄附者の意思又は理事会の決議により財産保有形態が指定されている財産は、この規則において運用の対象としない。

(資金の運用責任者)

**第3条** 資金の運用責任者は、会長とする。

**2** 会長は、理事会の承認を得て、理事の中から資金運用執行責任者を任命することができる。

**3** 会長及び資金運用執行責任者は、善良な管理者の注意をもって資金の運用に当たるとともに、法令及び定款の定めるところに従い、学会のために忠実に職務を執行しなければならない。

**4** 会長は、翌事業年度における資金運用の計画につき、理事会の承認を得なければならない。

(基本財産の運用基本方針)

**第4条** 基本財産については、基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用しなければならない。

(その他の資金の運用基本方針)

**第5条** その他の資金については、資金の積立目的、運用可能期間等その資金の特性を勘案し、適正な運用に努めなければならない。

(資金運用状況の報告)

**第6条** 会長は、資金の運用状況につき、年1回及び必要に応じて随時、評議員会及び理事会に報告しなければならない。

(委任)

**第7条** この規則の施行に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公益財団法人情報通信学会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

附 則（平成25年6月18日第10回評議員会決議）

この規則は、平成25年6月18日から施行する。